

釧根地区バドミントン協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、釧根地区バドミントン協会（以下「本協会」という。）と称し、外国に対しては The SenKon Badminton Association（略称 SK.B.A）という。

(事 務 局)

第2条 本協会の事務局は釧路市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、釧根地区にバドミントン競技の普及と競技水準の向上を図り、加盟団体及び会員相互の連絡を密にし、親睦融和を深めるとともに、釧根地区の体力増強と、スポーツ精神の養成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バドミントンの普及及び指導並びに研究調査
- (2) バドミントンに関する各種大会及び講習会等の開催
- (3) バドミントン競技の選手権の付与及び代表チームの推薦
- (4) バドミントンに関する各種団体に対する指導及び援助並びに行事の連絡調整
- (5) バドミントンの指導者及び審判員の養成
- (6) 北海道バドミントン協会及び釧路市体育協会への加盟
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもつて終わる。

第 3 章 加盟団体及び会員並びに登録

(加盟団体)

第6条 本協会は、次に掲げるもの並びに次に掲げるものに關わるバドミントン部、同好会、少年団及びサークルを加盟団体とする。

- (1) 釧根地区内各市町村バドミントン協会
- (2) 釧根地区内実業団バドミントン連盟
- (3) 釧根地区内レディースバドミントン連盟
- (4) 釧根支部内高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (5) 釧根地区内中学校体育連盟バドミントン専門部

- (6) 釧根地区内小学生バドミントン連盟
- (7) 釧根地区内教職員バドミントン連盟
- (8) 釧根地区内学生バドミントン連盟
- (9) 本協会及び上記主催の大会に、個人が選手として出場する釧根地区内の団体

(会 員)

第7条 前条の加盟団体に加入している個人及び本協会に登録している個人を会員とする。

(登 錄)

第8条 第6条の加盟団体は、その加盟団体及びその加盟団体に加入する個人を本協会に登録しなければならない。ただし、本協会並びに加盟団体が主催する選手権の付与及び推薦に関する大会に、加盟団体または個人として出場しない会員は、登録免除または登録料の減免をすることができる。

2 登録に関する規程は別に定める。

第 4 章 役 員

(役 員)

第9条 本協会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 事務局長 1名
- (9) 事務局次長 1名

(役員の選出)

第10条 会長及び副会長は、理事会に於いて推薦し決定する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により会長が委嘱し理事会で決定する。

3 理事は、加盟する各団体の代表者1名並びに改選前の会長及び理事長が推薦する3名以内で、改選前の理事会が決定する。

4 常任理事は、会長が委嘱し理事会が決定する。

5 監事は、理事会に於いて選出する。

6 事務局長は、会長が委嘱し理事会が決定する。なお、理事長を兼ねて委嘱できることとし、理事長が委嘱された場合は以下の条文の事務局長を理事長と読み替える。

7 事務局次長は、会長が委嘱し理事会が決定する。

(役員の任務)

第11条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその任務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、総会及び理事会の議決に基づき会務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、総会及び理事会の議決に基づき会務を執行する。

5 理事は、理事会を組織し理事会の委任事項及び会務を議決し執行する。

6 常任理事は、常任理事会を組織し理事会の委任事項及び会務を議決し執行する。

7 監事は、本協会の会計を監査して総会で報告する。

8 事務局長は、本協会の会務を処理する。

9 事務局次長は、事務局長を補佐し、本協会の会務を処理する。

(事務局)

第12条 本協会の会務を処理するため事務局を置く。

(任期及び補充)

第13条 本協会の役員の任期は2ヵ年とし、再選をさまたげない。

2 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第14条 本協会は必要に応じ、理事会の議決を経て、名誉会員として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本協会の諮問に応ずるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第15条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、本協会の目的を達成するため必要に応じて専門委員会を開催することができる。

(総会)

第16条 総会は、本協会の最高議決機関とし、毎年1回会長はこれを開催し、また必要に応じ臨時に開催することができる。

2 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び加盟団体の代表をもって構成し、会長が議長となる。

3 総会は、次のことを審議する。

(1) 事業及び収支決算の報告並びに承認

- (2) 事業計画並びに予算の承認
- (3) 登録料及び参加料の決定
- (4) 規約の改廃
- (5) 役員の承認
- (6) その他重要な事項
- (7) 総会は構成人員のうち役員の過半数以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(理 事 会)

第17条 理事会は、本協会の議決機関とし、毎年1回会長はこれを招集し、また必要に応じ臨時に招集することができる。

2 理事会は次のことを審議する。

- (1) 事業計画並びに予算の編成
- (2) 役員の決定
- (3) 登録料並びに参加料の免除及び減免額の決定
- (4) その他本協会の運営における重要事項

3 理事会に次の各委員会を設け、各委員会に委員長及び副委員長を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 普及指導委員会
- (4) 選手強化委員会
- (5) 審判委員会

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長、理事長、副理事長、委員会委員長、高体連専門委員、中体連専門委員、小学生連盟理事をもって構成し、会長が召集して議長となる。

2 常任理事会は、本協会の執行機関で日常業務並びに理事会の決定事項及び緊急事項等を処理する。

3 常任理事会は、必要に応じ担当理事を招集することができる。

第 6 章 経費及び会計

(経 費)

第19条 本協会の経費は、次の諸収入をもってこれにあたる。

- (1) 登録料及び参加料
- (2) 公共団体等の補助金
- (3) 事業収入及び寄付金等
- (4) 加盟団体等の分担金及び負担金

(収支決算)

第20条 本協会の収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を付け総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第22条 本協会の事業遂行のため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営等の事項は理事会で決定する。

3 事業及び収支決算報告を理事会にて行う。

第 8 章 旅 費

(旅 費)

第23条 本協会の会務を執行するために必要な旅行等に対しては、旅費を支給する。

2 旅費の規程は別に定める。

第 9 章 慶弔

(慶弔)

第24条 本協会にて慶弔等を行うことができる。

2 慶弔等の規程は別に定める。

第 10 章 規約の改正

(規約の改正)

第25条 本規約は総会の議決を経なければ改正することができない。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から実施する。(全部改正)

釧根地区バドミントン協会登録規程

第1条 本規程は、釧根地区バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約

第8条第2項の定めにより、登録に必要な事項を定める。

第2条 本協会規約第6条の加盟団体のうち次に掲げる団体並びに加盟団体に所属するものは本協会加盟団体を通じて登録しなければならない。

（1）釧根支部内の各高等学校並びに高等専門学校バドミントン部及び同好会

（2）釧根地区内の各中学校バドミントン部及び同好会

（3）釧根地区内の各小学校バドミントン部及び同好会

第3条 登録は、所定の様式に登録料を添えて行うこと。

第4条 登録料は総会の議決を経て別に定める。

第5条 登録の有効期限は3月31日までとし、毎年登録の申請をするものとする

第6条 登録書類と登録料が本協会事務局に届けられた時点をもって登録を完了とする。

第7条 本協会の主催または共催する大会は、登録団体及び個人でなければ出場できない。ただし、本協会規約第8条第1項のただし書きの加盟団体または個人はこの限りでない。

第8条 本協会の登録者については、公益財団法人日本バドミントン協会の登録者に関する諸規程を準用する。

第9条 登録者が、前条で準用する公益財団法人日本バドミントン協会の登録者に関する規程の違反行為があったとき、または虚偽の申請があったときは、常任理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

第10条 この規程を改正するときは、理事会の議決を経なければならない。

第11条 本規程は平成27年5月1日から施行する。

釧根地区バドミントン協会旅費規程

第1条 本規程は、釧根地区バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約

第23条第2項の定めにより、第2条各号に定める諸会議等に出席あるいは
参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し、支給する旅費に
ついて必要な事項を定める。

第2条 本規程による旅費支給の対象となる諸会議は、次の各号とする。

- (1) 本協会規約第6条に定める加盟団体の上部団体が主催する会議
- (2) 北海道バドミントン協会が主催する会議
- (3) その他常任理事会が必要と認めた会議、講習会及び視察

第3条 旅費支給は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅費は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例33号）を準用する。
- (2) 常任理事会が必要と認めた会議、講習会及び視察の旅費は、常任理事会
で日当及び宿泊費の減額をすることができる。
- (3) 北海道バドミントン協会が旅費を負担する場合は、日当だけの支給とす
る。
- (4) 全道競技大会及び同大会の選考競技大会と同時に開催される諸会議等の
旅費は、原則として支給しない。ただし、会議等に必要な宿泊費等につい
ては実費を支給する。

第4条 特別な事由がある場合、または本規程の運用が困難な場合は、常任理
事会での事前承認を得て、その都度個別に定める。

第5条 この規程を改正するときは、常任理事会の議決を経て理事会の承認を
得なければならない。

第6条 本規程は平成27年5月1日から施行する。

釧根地区バドミントン協会慶弔等規程

第1条 本規程は、釧根地区バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約

第24条第2項の定めにより、本協会にて行う慶弔等に必要な事項を定める。

第2条 慶事にかかる事項は、次の各号とする。

（1）役員及び役員経験者の叙勲及び褒賞

（2）関係団体の慶事

（3）役員の全国、全道及び釧根地区内自治体の表彰並びに感謝状授与

2 慶事に対し次の事項について、会長が総合的に判断し贈るものとする。

（1）会長名祝電

（2）お祝いの花

（3）記念品

（4）お祝い（お礼）金

第3条弔事にかかる事項は、次の各号とする。

（1）役員

（2）役員の配偶者及び同居の家族

（3）関係団体の弔事

2 弔事に対し次の事項について、会長が総合的に判断し贈るものとする。

（1）役員 香典10,000円、会長名の供花・弔電

（2）役員の配偶者及び同居の家族 香典5,000円、会長名の供花・弔電

（3）関係団体の弔事 香典5,000円、会長名の供花・弔電

（4）その他上記以外または規定額以上の支出については、会長が決定する。

第4条 役員が傷病で入院したときは、会長が総合的に判断し見舞金を贈ることができるものとする。

第5条 特別な事由がある場合、第2条から第3条について理事長が決定し執行できるものとし、常任理事会に報告する。

第6条 この規程を改正するときは、常任理事会の議決を経なければならない。

第7条 本規程は平成27年5月1日から施行する。